

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢原市は生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

神奈川県伊勢原市長

公表日

令和6年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法に基づき、生活保護受給者や受給していたものの資格の管理、調査や保護費の支給を行っている。 令和5年度から医療扶助のオンライン資格確認を行う。
③システムの名称	生活保護システム「ふれあい」・庁内基本情報連携システム・MICJET番号連携サーバー・宛名システム、レセプト管理システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表23、135の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42,43,160の項 (情報提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13,14,18,20,28,37,40,42,48,49,53,59,63,69,74,75,76,86,87,89,96,108,125,132,141,144,151,155,158,161,167,168,169,170,171,172の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 生活福祉課
②所属長の役職名	生活福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号 259-1188 伊勢原市田中348番地 総務部 文書法制課 電話 0463-94-4867
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号 259-1188 伊勢原市田中348番地 保健福祉部 生活福祉課 電話 0463-94-4726
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年5月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年5月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
8. 人手を介在させる作業	
[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務において横断的な「伊勢原市特定個人情報に関する安全措置」を定め、番号連携情報照会や住基ネット照会のシステムの利用は、事務取扱担当名簿に登録がある者に限定している。また、事務取扱担当者及び保護管理者等は、最低年1回の研修の受講を必須としている。</p> <p>マイナンバーの紐付けについては、氏名や生年月日などの情報と併せて確認することを基本とした上で、複数人で確認を行った上で紐付けを行いその確認記録を残すこととしている。</p>

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業員に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務において横断的な「伊勢原市特定個人情報に関する安全措置」を定め、番号連携情報照会や住基ネット照会のシステムの利用は、事務取扱担当名簿に登録がある者に限定している。また、事務取扱担当者及び保護管理者等は、最低年1回の研修の受講を必須としている。併せて、情報セキュリティ監査計画に則した年に1回以上の情報資産に対する自己点検を実施し、適切に特定個人情報が管理されることを確認している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-7 請求先	郵便番号 259-1188 伊勢原市田中348番地 市民生活部 市民協働課 電話 0463-94-4711	郵便番号 259-1188 伊勢原市田中348番地 総務部 文書法制課 電話 0463-94-4711	事後	事後で足りるものの任意
平成30年4月1日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 (別表第2における情報提供の根拠): (9.10.14.16.24.26.27.28.30.31.50.54.61.62.64.70.8 7.90.94.104.106.108.116.120の項) (別表第2における情報照会の根拠):(26の項) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7 号) (別表第2における情報提供の根拠): (8.9.11.12.17.19.20.21.22.28.32.33.35.39.44.47.52 53.55条) (別表第2における情報照会の根拠):(19条)	番号法第19条第7号 別表第2 (別表第2における情報提供の根拠): (9.10.14.16.20.24.26.27.28.30.31.38.50.53.54.61.6 2.64.70.87.90.94.104.106.108.116.120の項) (別表第2における情報照会の根拠):(26の項) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7 号) (別表第2における情報提供の根拠): (8.9.11.12.17.19.20.21.22.28.32.33.35.39.44.47.52 53.55条) (別表第2における情報照会の根拠):(19条)	事後	事後で足りるものの任意
平成30年4月1日	I-5 ②所属長の役職名	生活福祉課長 坂間 博美	生活福祉課長	事後	事後で足りるものの任意
平成30年7月1日	IIしきい値判断項目	平成27年6月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	事後で足りるものの任意
令和1年6月28日	I-7 請求先	郵便番号 259-1188 伊勢原市田中348番地 総務部 文書法制課 電話 0463-94-4711	郵便番号 259-1188 伊勢原市田中348番地 総務部 文書法制課 電話 0463-94-4867	事後	事後で足りるものの任意
令和1年6月28日	I-8 連絡先	郵便番号 259-1188 伊勢原市田中348番地 保健福祉部 生活福祉課 電話 0463-94-4711	郵便番号 259-1188 伊勢原市田中348番地 保健福祉部 生活福祉課 電話 0463-94-4726	事後	事後で足りるものの任意
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目	平成30年7月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	事後で足りるものの任意
令和1年6月28日	IVリスク対策	-	新様式	事後	新様式追加のため
令和2年6月22日	IIしきい値判断項目	令和元年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	事後で足りるものの任意
令和4年11月30日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 15項 番号法別表一の主務省令で定める事務を定める 命令(平成26年9月10日命令第5号)第15条	番号法第9条第1項 別表第1 15項、101項 番号法別表一の主務省令で定める事務を定める 命令(平成26年9月10日命令第5号)第15条、 第74条	事前	
令和4年11月30日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 (別表第2における情報提供の根拠): (9.10.14.16.20.24.26.27.28.30.31.38.50.53.54.61.6 2.64.70.87.90.94.104.106.108.116.120の項) (別表第2における情報照会の根拠):(26の項) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7 号) (別表第2における情報提供の根拠): (8.9.11.12.17.19.20.21.22.28.32.33.35.39.44.47.52 53.55条) (別表第2における情報照会の根拠):(19条)	番号法第19条第7号 別表第2 (別表第2における情報提供の根拠): (9.10.14.16.20.24.26.27.28.30.31.38.50.53.54.61.6 2.64.70.87.90.94.104.106.108.116.120の項) (別表第2における情報照会の根拠):(26.121の 項) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7 号) (別表第2における情報提供の根拠): (8.9.11.12.17.19.20.21.22.28.32.33.35.39.44.47.52 53.55条) (別表第2における情報照会の根拠):(19条.59条 の4)	事前	
令和5年5月1日	I-1 ②事務の概要	生活保護法に基づき、生活保護受給者や受給 していたものの資格の管理、調査や保護費の 支給を行っている。	生活保護法に基づき、生活保護受給者や受給 していたものの資格の管理、調査や保護費の 支給を行っている。 令和5年度から医療扶助のオンライン資格確認 を行う。	事前	
令和5年5月1日	I-1 ③システムの名称	生活保護システム「ふれあい」・庁内基本情報 連携システム・MICJET番号連携サーバー・宛 名システム	生活保護システム「ふれあい」・庁内基本情報 連携システム・MICJET番号連携サーバー・宛 名システム、レセプト管理システム、医療保険 者等向け中間サーバー等	事前	
令和5年5月1日	IV-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	〔〇〕委託しない	十分である	事前	
令和5年5月1日	IV-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネット)	〔〇〕提供・移転しない	十分である	事前	
令和5年5月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年6月1日時点	令和5年5月1日時点	事前	
令和5年5月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年6月1日時点	令和5年5月1日時点	事前	
令和6年12月27日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 15項、101項 番号法別表一の主務省令で定める事務を定める 命令(平成26年9月10日命令第5号)第15条、 第74条	番号法第9条第1項 別表23、135の項	事後	
令和6年12月27日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 (別表第2における情報提供の根拠): (9.10.14.16.20.24.26.27.28.30.31.38.50.53.54.61.6 2.64.70.87.90.94.104.106.108.116.120の項) (別表第2における情報照会の根拠):(26.121の 項) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7 号) (別表第2における情報提供の根拠): (8.9.11.12.17.19.20.21.22.28.32.33.35.39.44.47.52 53.55条) (別表第2における情報照会の根拠):(19条.59条 の4)	(情報照会)番号法第19条第8号に基づく主務 省令第2条の表42.43.160の項 (情報提供)番号法第19条第8号に基づく主務 省令第2条の表 13.14.18.20.28.37.40.42.48.49.53.59.63.69.74.75. 76.86.87.89.96.108.125.132.141.144.151.155.158. 161.167.168.169.170.171.172の項	事後	
令和6年12月27日	IVリスク対策	なし	新様式	事後	